

ウォーキング&ハイキングイベント好評開催中!

新宮海岸、立花山、相島など、町内の名所をスタッフが同行して、のんびり歩いて巡ります。開催スケジュールなどは『新宮 navi』をご確認ください。



毎月第2・4土曜日しんぐうマルシェを開催します

日時 6月13日(土)・27日(土) 午前9時30分~午後2時

場所 そぴあしんぐう(芝生広場)

必要なもの 持ち帰り用の袋

※雨天時中止になる場合があります。詳しくは公式

ホームページ『新宮 navi』または公式SNS『しんぐうよかとこ探検隊』をご確認ください。

※LINE公式アカウントでしんぐうマルシェの情報を発信していますので、登録おねがいします。



▲しんぐうマルシェ
公式LINE



▲新宮navi
ホームページ



問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

相談場所 役場2階 消費生活相談室

相談日時 毎週火曜日・金曜日

午前10時~午後1時・午後2時~4時 ※祝日は除く

相談専用番号 ☎410-2182 (開設時のみ)

フリマサービスのトラブルに注意!

事例

フリマサイトで好きなブランドのバッグが出品されていた。値下げしてくれていた。購入した。翌日高級ブランドの箱に丁寧に梱包したバッグが届き、本物だと思ったので、すぐに受取評価をした。

バッグを手に取り持ってみると、軽く、違和感があった。質店に見せると「本物とは評価できない。買い取りはできない」と言われ、偽物だと分かった。出品者に返品・返金のメッセージを送ったが、返信がない。返金してほしい。

アドバイス

- ①多くのフリマサービスでは、トラブルが発生した場合、当事者間(個人間)で解決を図ることが求められている点を理解しましょう。
- ②フリマサービスでは、利用者に対して利用の仕組みやルールを説明しています。利用規約などをよく読み、使い方を理解したうえで利用しましょう。商品への疑問点を事前に出品者に質問して解消するなど、トラブルを未然に防止することを心がけ、運営事業者への問い合わせ方法も確認しましょう。
- ③トラブルになった場合、まず当事者間で十分に話し合い、解決しない場合は、フリマサービス運営事業者に事情を伝え、鑑定サービス・補償制度の利用や調査などの協力が得られないか確認しましょう。困ったときには消費生活相談室にご相談ください。

【相談窓口】消費者ホットライン「188(いやや!)」番

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)